

性的マイノリティ

羽入雪子

I はじめに

性的マイノリティとは「性的少数者」という意味であり、「マジョリティ（多数者）」に対する言葉である。一般的には、生物学的性と性自認に違和のある人たち、恋愛や性行動などの性的指向が異性愛者でない人たち、生物学的性が男女二分に馴染まない人たちの総称として用いられる。性的マイノリティと同趣旨の言葉として「LBGT」がある。LBGTとは、L=Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、G=Gay（ゲイ、男性同性愛者）、B=Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、T=Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）のそれぞれの頭文字をまとめたもので、性指向と性自認に関する性的少数者の総称である。我が国においては、2015年に電通総研が行なった調査で人口の7.6%がLBGTであるというデータが最新のものである¹⁾。

長い歴史の中で、性的に「少数者」は異常で「多数者」は正常という固定観念が、多くの犠牲者を生んできた中、1999年香港において世界性科学会議で採択された「性の権利宣言」²⁾は、「性」を人間一人ひとりの人格に組み込まれた要素の一つとしてとらえた画期的な宣言であった(表1)。これにより、諸外国や我が国においても性に対する権利意識は高まっていった。しかし、我が国における性的マイノリティへの対応は、先進国の中でも遅々としている。この数年間、「LBGT」という言葉がメディアで頻繁に取り入れられるようになり、学校において、職場においての問題点も明らかにされ、法務省や文科省、またいくつかの企業において指導・支援する体制が作られつつある^{3) 4) 5)}。

人数の多少にかかわらず自分の性を受け入れ受け容れられ、認められ、権利を擁護されることは、尊厳ある生き方につながる。筆者は、性教育に携わって30年以上になるが、思春期の子供たちには性の多様性を伝え続けているが、年に一度の性教育講座が主であるためそれによる効果は低いであろう。また、今は子供よりまず大人たちが性的マイノリティへの理解を深め、子供たちが生きやすい環境（物的・人的）を作ることが喫緊の課題といえる。

この資料では、自分自身のセクシュアリティを見直し、性的マイノリティへの理解・受容につながるための基本的知識・情報の一部をまとめた。

II 性的マイノリティの概念（二つの視点）

佐々木は、性的マイノリティを理解する際に「性のカテゴリの視点」と「性の構成要素の視点」を示している⁶⁾。

視点1：性のカテゴリ

カテゴリ化は物事を単純化し、整理し、知覚可能にすることで外界への適応を図り、カテゴリ化によって秩序立てた理解が促進され、人を個人として捉える複雑な理解から解放される。しかし、大雑把な区分は人の数だけあるセクシュアリティを「場合分け」とすると無数にのぼる。よって、カテゴリ化は簡便性や安堵感を与える一方で、カテゴリ拘泥は真実との隔たりや混乱をもた

らすことがある。たとえば、よく知られているのが「LGBT」であるが、これは医療概念ではなく、当事者が自分自身を自己定義するための用語として欧米社会で使用され、政策や活動が活発化した。

LGBTとは、L = Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、G = Gay (ゲイ、男性同性愛者)、B = Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、T = Transgender (トランスジェンダー、割り当てられた性別とは異なる性別に帰属する者)のそれぞれの頭文字をまとめたもので、性指向と性自認に関する性的少数者の総称である。日本語の「レズ、ホモ、オカマ、オナベ」は侮辱語として知られている。

その後、カナダのトロントではLGBTTIQQ2SAがコミュニティペーパーなどに記されるようになった。Tは、Transsexual (トランスセクシュアル)：割り当てられた性別とは異なる性別へ移行し、さらに性別適合手術を受けている者)、Iは、Intersex (インターセックス：身体的性別の分化が非定型である者)、Qは、Questioning (クエスチョニング：自分のセクシュアリティを探索中の者)、Qのもう一つは、Queer (クエア：「変態」という意味をあえて逆手に取り自己規定する者)、2Sは、Two-Spirit (トゥスピリット：北米インディアンのコミュニティ内で伝統的に使用されている用語で、男女両方の魂を持つ者)、Aは、Allies (アライ：シスジェンダーや異性愛者であっても、多様な性に対する平等性への支持をする者)をいう。また、LGBTQQIAAPという表現もあげられる。二番目のAは、Asexual (エイセクシュアル：無性愛者。性愛や恋愛の感情を他者に持たない者)、Pは、Pansexual (パンセクシュアル：全性愛者。性別二分法的に性的魅力を感じるわけではない点で、両性愛者とは異なる)を意味する。

視点2：性の構成要素

構成要素の強弱や濃淡で理解するほうがその人のセクシュアリティの実際により迫ることができる。4つの構成要素の①身体的性別、②性同一性、③性役割、④性的指向は、いずれも独立概念である(これ以外にも性的反応、生殖などがある)。

①身体的性別：非典型の場合、「性分化疾患」

身体的性別とは、性染色体、生殖腺、ホルモン、内性器、外性器などの性的特徴を指す。

②性同一性 (gender identity)：非定型の場合、「性別違和、性同一性障害」

性同一性は、ジェンダー・アイデンティティといい、人が持つ、ある性別に対するアイデンティティのことをいう。「性自認の省察の連続体」ともいえ、きわめて高次の認知機能といえる。

「性同一性の『同一性』を『生物学的性と心理・社会的性とが同一』との意味に誤解している」(針間、2011)「identityの同一性とはこのような意味ではなく、自己の単一性、不変性、連続性において同一」(針間2011)であることに注意が必要である。たとえば、日本人アイデンティティは、日本人としての身体と日本人としての心理・社会的あり方が同一のことを指すのではない。日本人という集団に所属しているという感覚や、日本人としての意識の統一性、一貫性、持続性のことを指す。このように、性同一性は、「性同一性が男」「性同一性が女」と質的に捉えて表現することが一般的であるが、アイデンティティであるので、過去・現在・未来という時間軸と、對他者・対社会という社会軸で統一性、一貫性、持続性という定義に基づくということで量的に測定可能(佐々木・尾崎、2007)である。「時や状況」で個人内に強弱がみられるが、とりわけ苛烈性を極めるケースがある。これが性別違和や性同一性障害といわれる状態である。すなわち、出生時に割り当てられた性別に対して一貫して同一性を持たない状態を「性別違和」と呼び、さらに性別違和を持ちながら、それとは異なる性別への同一性を一貫して持

つ場合には、「性同一性障害」という精神疾患概念が用意されている。トランスジェンダーは、非疾患概念である。「規定されない性別」については、自分を「Xジェンダー」というカテゴリを創出し、自己規定し始めている。日本特有のカテゴリである。

③性役割 (gender role)：非典型の場合、疾患範疇外

性役割とはある性別に付与された役割のことであるが、社会や文化、時代によって性役割の定義は異なる。しかし、定義が曖昧で把握が困難である。その領域は、きわめて膨大で、例えば服装、話し方、所作、パーソナリティ、職業、趣味、嗜好、考え方、感情パターンなどがあげられ、さらに具体的なレベルで考えていくと何百何千通りの項目が上がってくる。性役割と性同一性とは似て非なる概念であり、両者には相関はありながらも独立した概念である。

④性的指向 (sexual orientation)：非典型の場合、疾患範疇外

性的指向とは、恋愛や性愛の対象となる性別のことをいう。同性に向いていれば同性愛とみなされるが、この「同性」を身体的性別と性同一性のうち、どちらの要素の性別を基軸とするかで混乱をきたすことがある。したがって、男性に向いているのか、女性に向いているのかという捉え方をしたほうが明瞭となりやすい。対象となる性別には男性と女性だけでなくトランスジェンダーやXジェンダーなども挙げられ、また、どの性別も対象とはなりえないというパターンもある。

Ⅲ セクシュアル・マイノリティの人権概念⁷⁾

1981年ヨーロッパ人権裁判所が、ソドミー法がヨーロッパ人権条約第8条（私生活の尊重を受ける権利）に違反するとの判断を下した。ソドミー法とは、「同性間の性行為等生殖に関連しない性行為を処罰する法規定」の総称をいう。2015年現在、約70か国以上がソドミー法を持っている。それ以降、セクシュアル・マイノリティに関する人権問題の認識が広まり、2003年にはアメリカ合衆国でも最高裁判所がソドミー法を違憲とした。

2006年11月、インドネシアのジョグジャカルタで非公式な会議が開催され、国連特別報告者や人権条約委員会の委員らを含む29名の専門家が集まった会議によって「性的指向・性自認に関する国際人権法の適用に関する原則（ジョグジャカルタ原則）が採択された（表2）。

2011年6月には国連人権理事会第17会期において「人権と性的指向・性自認」と題する決議が採択された。国連人権高等弁務官は、2011年11月、「性的指向および性自認を理由とする個人に対する差別的な法律、慣習及び暴力」と題する報告書を作成し、2012年3月7日の国連人権理事会第19会期でパネル討議が開催された。同年9月「生まれながらにして自由かつ平等—国際人権法における性的指向と性自認」と題する冊子を刊行し各国に対して、セクシュアル・マイノリティの人権保障に向けた5つのステップを勧告している（表3）。

日本においても2008年、国連自由権規約委員会は、日本政府に対する総括所見において、セクシュアル・マイノリティの雇用・住宅供給・社会保障・健康・教育その他の領域（例えば、同性カップルの公営住宅の入居制限、DV法の保護からの同性パートナーの排除など）における差別への懸念を表明し、差別禁止事由に性的指向が含まれるよう改正すべきことを勧告した。さらに2014年にも同趣旨の勧告がされている。

IV LGBのアイデンティティの形成

LGBのアイデンティティがどのように形成されるかは、欧米においていくつかのモデルがある。日本では、石丸⁸⁾が民族的マイノリティのアイデンティティ研究とLGBのアイデンティティ研究とを比較して、「マイノリティ・グループ・アイデンティティ」の共通の要素として4つの段階を提示している(表4)。

石丸はさらに、民族的マイノリティと比した時のLGBに特徴的な点として以下の3つを上げている。

- ①マイノリティ属性がプライベートな事柄であり語りにくいこと
- ②家族の理解が得にくいこと
- ③外見からはマイノリティであることがわからず、パッシングが可能であること

これらの特徴はいずれも、当事者にとって社会的サポートを得にくくする要因である。

日高の調査⁹⁾(数千人のゲイ・バイセクシュアル男性を対象)による性指向に関連する主要なライフイベントの平均年齢については、LGBの支援をする際に参考になる情報である(表5)。

V 支援団体および相談窓口

性的マイノリティへの理解を普及していくには、学校教育のみならず地域において知識・情報の提供を計画的に行なっていかなければならない。関連図書なども多く出版されているが、一般の人々や生徒・学生たちに身近なものとなっているかは疑問である。日高は、自身の著「もっと知りたい!話したい!セクシュアル・マイノリティ1~3巻」¹⁰⁾の末尾に、性的マイノリティを支援する団体(表6)や相談窓口(表7)を紹介している。ネット社会の中で、数ある情報の中から信頼できる情報を選択するには、やはり専門家・研究者からの発信を明確にするとともに学校・企業・社会教育を通じて正しい知識を普及することが急がれる。また、100人中7人は存在するLGBTの人たちと出会う確率が高い。もし、相談を受け自分自身が具体的なアドバイスをできないと感じた場合には、専門家を紹介する手段をもっておいた方が良いと考える。

VI おわりに

世界全体の中では、同性婚を婚姻およびそれと同等の承認をしている国が50か国におよぶ。しかし、一方でそれが罪として終身刑や禁固刑に処される国は80か国も存在することから、性的マイノリティに関することへの国同士の合意はなかなか得られる状況ではないことがわかる。しかし、国連を中心にWHOも人権擁護・差別撤廃の立場をとり、日本も賛同している以上、性的マイノリティへの理解・啓発を促進し具体的な対策を講じることを急がなければならない。

同性愛者が脱医療化し「個性」と認められる中、日本においては「性同一性障害」への配慮が根強く展開されてきた。しかし、米国精神神経学会のDSM-5では「性別違和」に名称が変更され、2017年発表予定のWHO「国際疾病分類(ICD)」においては精神疾患という位置づけについて検討されることが予測されている¹¹⁾。

性の権利は人権として尊重されなければならない。当事者の悩み苦しんでいる中、周囲の無知・

無理解がもとで自尊感情を低下させ、自己否定そして自殺までに追いやる不幸なことが継続されてはならない。「性の個性」を理解することは、その人の「個」を理解することにつながる。性的マイノリティへの理解・態度は、人への理解・態度につながる道筋の一つではないかと考える。

文 献

- 1) <http://dentsu-ho.com/articles/2472>
- 2) 松本清一・宮原忍監修 (2003)、セクシュアル・ヘルスの推進 行動のための提言、日本性教育協会
- 3) 早稲田教育総合研究所監修(2015)、LGBT問題と教育現場ーいま、わたしたちにできることー、学文社
- 4) はたちさこ・藤井ひろみ・桂木祥子編著 (2016)、学校・病院で役に立つLGBTサポートブック、保育社
- 5) 柳沢正和・村木真紀・後藤純一 (2016)、「ありのままの自分」で働ける環境を目指して 職場のLGBT読本、実務教育出版
- 6) 佐々木昌掌子 (2016)、セクシュアル・マイノリティに関する諸概念、精神療法42 (1)、金剛出版
- 7) 大阪弁護士会 人権擁護委員会 (2016)、LGBTsの法律問題Q&A、LABO
- 8) 針間克己・平田俊明編著 (2016)、セクシュアル・マイノリティへの心理的支援、岩崎学術出版社
- 9) 日高康晴・木村博和・市川誠一 (2007)、ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2. (厚生労働省エイズ対策研究事業)「男性同性間のHIV感染対策とその評価に関する研究」成果報告
- 10) 日高康晴 (2016)、もっと知りたい!話したい!セクシュアル・マイノリティ1~3、汐文社
- 11) 東優子 (2016)、LGBT / LBGTIの「性の権利」をめぐる国際社会の動向と日本社会、精神療法42 (1)、金剛出版

表1. 性の権利宣言

性の権利宣言

セクシュアリティは、人間ひとりひとりの人格に組み込まれた要素の一つである。セクシュアリティが十分に発達するためには、触れ合うことの欲求、親密さ、情緒表現、快感、やさしさ、愛など、人間にとって基本的なニーズが満たされる必要がある。

セクシュアリティとは、個人とさまざまな社会的構造の相互作用を通して築かれる。セクシュアリティの完全なる発達、個人の、対人関係の、そして社会生活上のウェル・ビーイングwell beingの必要不可欠なものである。

セクシュアル・ライツとは、あらゆる人間が有する。生まれながらの自由、尊厳、平等に基づく普遍的な人権である。健康が基本的人権であるゆえ、セクシュアル・ヘルスも基本的人権である。人間と社会の健康なセクシュアリティの発達を保障するために、あらゆる手段を講じて、すべての社会が以下のセクシュアル・ライツを認識し、推進し、尊重し、擁護しなければならない。セクシュアル・ヘルスは、これらセクシュアル・ライツが認知され、尊重され、実践される環境が生み出すものである。

- 1) 性的自由への権利
- 2) 性的自律、性的統合性、性的身体への安全への権利
- 3) 性的プライバシーへの権利
- 4) 性の平等への権利
- 5) 性の快感への権利
- 6) 情緒的性表現への権利
- 7) 自由な性的関係への権利
- 8) 生殖に関する自由で責任ある選択への権利
- 9) 科学的研究に基づく性の情報への権利
- 10) 包括的セクシュアリティ教育への権利
- 11) セクシュアル・ヘルス・ケアへの権利

セクシュアル・ライツとは、基本的かつ普遍的人権である。

スペイン（バレンシア）における第13回世界性科学会の宣言。中国（香港）における第14回世界性科学会におけるWAS総会において改訂・採択（1999年8月26日）

文献2) より引用

表2. ジョグジャカルタ原則

29の原則

- 第1原則：人権の普遍的享受への権利
- 第2原則：法の下での平等と差別を受けない権利
- 第3原則：法の下に承認される権利
- 第4原則：生命の権利
- 第5原則：人身の安全の権利
- 第6原則：プライバシーの権利
- 第7原則：恣意的交拘束からの自由
- 第8原則：公平な裁判を受ける権利
- 第9原則：勾留中に人道的に扱われる権利
- 第10原則：拷問や残酷、非人間的、或いは品位を傷つける扱いや処罰を受けない権利
- 第11原則：性的搾取を含むあらゆる搾取、及び人身売買からの保護
- 第12原則：仕事を得る権利
- 第13原則：社会保障及びその他の社会的保護措置を受ける権利
- 第14原則：十分な生活水準への権利
- 第15原則：好ましい住居を得る権利
- 第16原則：教育への権利
- 第17原則：到達可能な最高水準の健康への権利
- 第18原則：医学的乱用からの保護
- 第19原則：言論の自由と表現の自由の権利
- 第20原則：平和的集会と結社への権利
- 第21原則：思想、良心及び信教の自由
- 第22原則：移動の自由の権利
- 第23原則：難民申請の権利
- 第24原則：家庭を築く権利
- 第25原則：公的生活に参加する権利
- 第26原則：文化的生活に参加する権利
- 第27原則：人権を促進する権利
- 第28原則：効果的賠償請求権及び補償を受ける権利
- 第29原則：責任追及

Weblio 辞書より引用

表3. セクシュアル・マイノリティの人権保障に向けた5つのステップ

5つのステップ

1. 同性愛や性同一性障害に対する偏見に基づく暴力からの保護。
性的指向及び性自認を、増悪犯罪（ヘイトクライム）規制法において保護されている属性に含めること。増悪に動機づけられた暴力的行動を記録し報告する効果的なシステムの構築。そのような暴力の加害者に対する効果的な捜査及び訴追と被害者の救済措置の確保。難民保護の立法及び政策においては、性的指向及び性自認を理由とする迫害は、難民として保護を求めることの正当な根拠となりうることを認識すべきであること。
2. 拘禁されたLGBTの人々に対する拷問や残酷・非人道的・名誉を傷つける行為を禁止して処罰することや、その被害者への救済措置を確保することによって、これらを防止すること。
政府の職員によるすべての虐待行為に対する調査を行い、それらの責任者に法の裁きを受けさせること。法律の執行者に対する適切な教育の提供と拘禁施設に対する効果的な監視の確保。
3. 成人の同性間のプライベート上の性的行為を禁止する全ての法律を含む、同性愛を犯罪とする法律の撤廃。
個人がその性的指向または性自認を理由に逮捕・拘禁されないこと、また、性的指向を判別することを目的とする、根拠のない、かつ名誉を傷つける身体的な検査を受けさせられないことが保障されること。
4. 性的指向や性自認を理由とする差別の禁止。
性的指向及び性自認を差別禁止事由に含む包括的な法律の制定。特に雇用や健康管理に関するものを含む基本的なサービスへのアクセスにおいて差別されないこと。LGBT及びインターセックスの人々に対する差別やスティグマ（烙印・レッテル）を防止するための教育や訓練の提供。
5. LGBT及びインターセックスの人々の表現・結社・平穏な集会の自由が保障されること。
これらの権利に対するいかなる制約も、国際法に適合するものでなくてはならず、また、差別的であってはならないこと。表現・結社・集会の自由の権利を行使した個人を私的な団体による暴力的行為や脅迫から保護すること。

文献4) より引用

表4. マイノリティ・グループ・アイデンティティの共通の4つの段階

1. 未探索・マジョリティ的態度
自分の持つ差異や特異性を本格的には自覚していない、あるいは向き合っていない状態。マジョリティの価値観を受け容れている。自らが本来属しているグループに対してネガティブな見方を持っており、マジョリティとして生まれたかったという考えを持っている。
2. 差異への気づき・差異の出現
差異や特異性を自覚し向き合う時期。強烈なきっかけによって向き合うことになる場合もあれば、徐々に蓄積されてきた違和感によって自覚する場合もある。
3. 同一化の開始・逡巡
徐々にマイノリティ・グループへと同一化し始める時期。同じマイノリティ・グループのメンバーとの交流が活発になり、そのグループの価値観や文化を取り入れる。属するグループに対してポジティブなイメージを持っている場合は、同一化がスムーズに進むが、グループに対してネガティブなイメージを持っていた場合には、同一化のプロセスは困難になる。同一化が進む中で、マジョリティ・グループを勝ち下げし、マイノリティ・グループを理想化するという両極化が生じる場合がある。
4. 自己受容・安定したグループ観
マイノリティ・グループのメンバーとしての自分をポジティブに受け入れ、誇りを持っている状態。マイノリティ・グループに属することが、その人のアイデンティティの中で、過大でもなく過小でもなく、適切に統合されている。マイノリティの文化とマジョリティの文化とのどちらかに肩入れすることなく、バランスのとれた見方ができる。社会的な適応状態も安定している。

文献5) より引用

表5. ゲイ・バイセクシュアル男性の種々のライフイベントが起こる平均年齢

平均年齢とライフイベント

- 13.1歳 ゲイであることをなんとなく自覚した
- 13.8歳 「同性愛者」「ホモセクシュアル」という言葉を知った
- 15.4歳 異性愛者ではないかもと考えた
- 17.0歳 ゲイであることをはっきりと自覚した
- 20.0歳 ゲイ男性に初めてであった
- 20.0歳 男性と初めてセックスをした
- 21.6歳 ゲイの友達が初めてできた
- 22.0歳 ゲイの恋人が初めてできた

文献5) より引用

表6. セクシュアル・マイノリティやその家族友人を支援している団体

支援団体	
1. NPO すこたんソーシャルサービス (東京)	
同性愛者の生き方を応援する団体	
info@sukotan.com	http://www.sukotan.com/
2. 性と生を考える会 (奈良)	
「教職員のためのセクシュアル・マイノリティサポートブック」がダウンロードできる	
http://say-to-say-com	
3. NPO法人 LGBTの家族と友人をつなぐ会 (神戸/東京/福岡/名古屋)	
神戸・事務局 090-6055-2424	fomily2006@goo.jp
東京 090-9876-2423	tokyo@lgbt-family.or.jp
福岡 080-4820-2423	fukuoka@lgbt-hamily.or.jp
名古屋 080-3865-2423	nagoya@lgbt-family.or.jp
4. 性的マイノリティ人権啓発NPO レインボープライド愛媛 (愛媛)	
メール相談: rainbowpride777@gmail.com	
http://rainbowpride-ehime.org	

文献7) より引用

表7. 秘密を守り安心して相談できる窓口

相談窓口	
1. 法務省 みんなの人権110番 (全国共通)	
平日午前8時30分から午後5時15分	0570-003-110
インターネットの場合「インターネット人権相談窓口」で検索	
2. 法務省 子どもの人権110番 (全国共通)	
平日午前8時30分から午後5時15分	0120-007-110 (フリーダイヤル)
インターネットの場合「インターネット人権相談窓口」で検索	
3. 北東北性教育研修セミナー (青森、秋田、岩手)	
毎週木曜日午後4時から午後10時	017-722-3635
4. 特定非営利活動法人 SHIP (神奈川)	
SHIPほっとライン毎週木曜午後7時から午後9時	045-548-3980
5. NPO法人 レインボーコミュニティ coLLabo (東京)	
コラボライン (電話相談) 毎月第1土曜日 午後12時30分から午後3時	
	03-6322-5145
6. 特定非営利活動法人PROUD LIFE (名古屋)	
レインボー・ホットライン 毎週月曜日午後7時から午後10時	
	0120-51-9181
7. QWRC (くおーく) (大阪)	
毎月第1月曜日午後7時30分から午後10時30分	06-6585-0751
8. とともに拓くLGBTQの会くまもと (熊本)	
毎週日曜日午後5時から午後9時	080-4317-2710

文献7) より引用